

寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例新旧対照表

| 現行  | 改正案  |
|---|--|
| <p>～略～</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>(加える)</u></p> <p>～略～</p> <p>(指定管理者の指定等の告示)</p> <p>第11条 町長は、<u>第4条</u>の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。</p> <p><u>(加える)</u></p> <p>(教育委員会所管の施設への適用)</p> | <p>～略～</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2 町長は、前項の規定により候補者を選定しようとするときは、あらかじめ、第12条第1項に規定する寒川町指定管理者選定委員会(同項を除き、以下「委員会」という。)に諮問しなければならない。</u></p> <p>～略～</p> <p>(指定管理者の指定等の告示)</p> <p>第11条 町長は、<u>第4条第1項</u>の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。</p> <p><u>(委員会)</u></p> <p><u>第12条 次に掲げる事項を処理するため、寒川町指定管理者選定委員会を置く。</u></p> <p><u>(1) 候補者の選定について、第4条第2項の規定による諮問に応じ、審査すること。</u></p> <p><u>(2) 指定管理者制度の導入、候補者の選定手続その他指定管理者制度の運用に関し必要な事項について、町長の諮問に応じ、調査審議すること。</u></p> <p><u>2 委員会は、委員16人以内で組織する。</u></p> <p><u>3 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p><u>(1) 学識経験者</u></p> <p><u>(2) 町職員</u></p> <p><u>4 委員(前項第2号に掲げる者のうちから任命される委員を除く。以下この項において同じ。)の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>5 委員は、再任されることができる。</u></p> <p><u>6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(教育委員会所管の施設への適用)</p> |

第12条 教育委員会が所管する公の施設に係るこの条例の適用については、第2条から第9条まで(第4条第4号を除く。)及び前条の規定中「町長」とあるのは「教育委員会」と、第2条、第3条及び次条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

第13条 (略)

第13条 教育委員会が所管する公の施設に係るこの条例の適用については、第2条から第9条まで(第4条第1項第4号を除く。)、第11条及び前条第1項第2号の規定中「町長」とあるのは「教育委員会」と、第2条、第3条及び次条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

第14条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年寒川町条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

|           |                          |          |               |
|-----------|--------------------------|----------|---------------|
| <u>60</u> | <u>指定管理者選<br/>定委員会委員</u> | <u>同</u> | <u>8,700円</u> |
|-----------|--------------------------|----------|---------------|

別表第2Bの項中「第59号」を「第60号」に改める。

(附則第2項関係)

寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

| 現行                          |    |          |     | 改正案                         |                          |          |               |
|-----------------------------|----|----------|-----|-----------------------------|--------------------------|----------|---------------|
| ～略～                         |    |          |     | ～略～                         |                          |          |               |
| 別表第1(第2条関係)                 |    |          |     | 別表第1(第2条関係)                 |                          |          |               |
| 番号                          | 職名 | 支給<br>区分 | 報酬額 | 番号                          | 職名                       | 支給<br>区分 | 報酬額           |
| (略)                         |    |          |     | (略)                         |                          |          |               |
| (加える)                       |    |          |     | <u>60</u>                   | <u>指定管理者選<br/>定委員会委員</u> | <u>同</u> | <u>8,700円</u> |
| 別表第2(第2条関係)                 |    |          |     | 別表第2(第2条関係)                 |                          |          |               |
| 区分                          |    | 費用弁償の額   |     | 区分                          |                          | 費用弁償の額   |               |
| (略)                         |    |          |     | (略)                         |                          |          |               |
| B 別表第1に掲げる者のうち第9号から第59号までの者 |    | (略)      |     | B 別表第1に掲げる者のうち第9号から第60号までの者 |                          | (略)      |               |